

■【トピックス】
IT化の促進！



新型コロナウイルス感染症の拡大により企業によるリモート・ワークが促進されました。これまでのように一か所に社員が集まらなくても、仕事ができることが分かってしまったのです。これからは仕事のやり方が変わります。

これに対してマイナンバー・カードによる特定額給付金の給付の遅れなど行政のIT化の遅れが露呈しました。生き残るためにはIT化は避けては通れません。

■【ビジネス・アイ】
家賃支援給付金！

社長 「コロナのせいでうちも先が見えないけど、国もいろいろ支援策をつくっているみたいだね。国会は終わったけど第2次補正予算が成立して、家賃の補助制度が決まったみたいだね」

花野 「家賃支援給付金制度が成立しましたね」

社長 「それってどのぐらい補助してもらえるものなのかなあ？」

花野 「法人の場合、月額家賃が75万円までは2/3を75万円を超える部分は1/3が給付対象になります。給付月額6ヶ月分が給付金総額になります。ただし、給付月額上限は100万円です。なので、100万円×6ヶ月で600万円が最高給付額ですね」

社長 「これって誰でももらえるの？」

花野 「これは緊急時事態宣言が延長されたことにより売上が急減した事業主が対象なんですよ」

社長 「それって、どういうこと？」

花野 「つまり4月以前は対象にならないということです。あくまでも5月以降の売上が減少した中小企業等が対象です」

社長 「5月以降の減少っていうけどいつまでが対象になるのかな？」

花野 「12月までが対象です。それまでの単月で前年同月比50%以上の減少か、連続する3ヶ月の売上が前年同月比で30%以上の減少のいずれかに該当すれば給付対象になります」

社長 「うちも検討してみるよ」

■【今月のキーワード】
家賃支援給付金

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした緊急事態宣言の延長により、売上の急減に直面した事業者の事業継続を下支えするために、地代・家賃の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対して支給される給付金です。給付対象となる事業者は、中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等です。5月から12月のいずれか1ヶ月の売上が前年同月比で50%以上減少か、当該期間の連続する3ヶ月の売上が前年同期比で30%以上減少した場合に対象となります。

■【今月の1冊】

『地図で読むアメリカ』

ジェイ・M・バグ マン 森本豊富 著
朝日新聞出版 ¥1700

アメリカが分裂しています。黒人に対する差別がその発端になりましたが、その背景には根深いものがあります。

そんなアメリカを理解するためには歴史、人々の生活・価値観、経済状況によって10の地域に分けて考えるとよいです。より立体的にアメリカを理解できます。今なぜアメリカが分裂の危機にあるのかその要因が分かります。



■【編集後記】

コロナの影響でテレビ会議が増えました。回数を重ねてだいぶ慣れてきましたがリアルの会議よりも疲れますね。最近では、カメラの位置を確認して薄くなった頭頂部が映らないように位置取りに注意しています(笑)。これが当面の新しい日常になりそうです。

『経営のセカンド・オピニオン』vol.160（毎月1日発行）

●定価：2400円/年 ●発行日：2020.7.1 ●発行人：花野康成

●編集・発行：有限会社ビジネス・インスパイア

〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目1番30号錦マルエムビル5F

TEL.052-205-6361 FAX.052-204-8808